



空港脱炭素化
プロジェクト

もっと世界に跨れる空港へ

空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、新潟空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

新潟空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）（令和7年3月31日付 更新）

〈空港管理者〉

東京航空局、新潟空港事務所

〈関係事業者〉

新潟空港ビルディング（株）、日本航空（株） 新潟空港所、全日本空輸（株） 新潟空港所、朝日航洋（株） 新潟運航所、中日本航空（株） 新潟運航所、オールニッポンヘリコプター（株） 新潟基地、トキエア（株）、新潟米油販売（株） 新潟航空給油所、財務省 新潟税関支署 新潟空港出張所、法務省 東京出入国在留管理局 新潟出張所、厚生労働省 新潟検疫所 新潟空港出張所、農林水産省 動物検疫所 新潟空港出張所、農林水産省 横浜植物防疫所 新潟支所、新潟航空サービス（株）、（一財）空港振興・環境整備支援機構 新潟事務所、国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所、海上保安庁 第九管区海上保安本部 新潟航空基地、気象庁 東京管区気象台、新潟交友事業（株）、東北電力ネットワーク（株） 新潟電力センター

〈関係地方公共団体〉

新潟県 警察本部 警察航空隊、新潟県 消防防災航空隊、新潟県 交通政策局 空港課、新潟市

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項